

奈良県告示第二百九十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十六年十一月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

上葛川（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

吉野郡十津川村上葛川一四九番	一号
〃	一三八番
〃	二
〃	一三二番
〃	三
〃	一二九番二
〃	四
〃	一六六番一
〃	五
〃	六一二番
〃	六